

令和三年九月射水市議会定例会

# 市長提案理由説明要旨



令和三年九月射水市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

## はじめに

去る七月から八月にかけて相次いだ記録的な大雨等の影響により、静岡県熱海市の土石流災害をはじめ、各地で土砂崩れや家屋の損壊、浸水などの甚大な被害が発生しました。

これらの災害により、尊い命を落とされた方々に心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、去る八月十二日から十五日にかけて断続的に降り続いた大雨に伴い、十三日には市災害対策本部を設置し、橋下条、金山、水戸田地区の土砂災害警戒区域に対しまして警戒レベル三高齢者等避難を発令して避難所を開設するとともに、災害応急対策班を配置し、市内全域における土砂災害をはじめ、河川の氾濫や浸水被害等への警戒に当たったところであります。

今後も引き続き、市民の皆様様の生命と安全な暮らしを守るため、適時的確な情報提供を行い、迅速な避難行動を促進してまいります。

次に新型コロナウイルス感染症の状況等について申し上げます。

全国の感染状況につきましては、感染力が強いとされるデルタ株への置き換わりが進む中で、全国的にほぼ全ての地域において新規感染者数が急速に増加し、これまでに経験したことのない感染拡大となっており、現在、二十一都道府県を対象とした緊急事態措置、並びに富山県を含む十二県を対象にまん延防止等重点措置が実施されている状況にあります。

また、県内におきましても同様に新規感染者数が増加し、医療提供体制等の各指標が高い水準で推移したことから、県では、去る八月十六日に「新型コロナウイルスに打ち克つためのロードマップ」における警戒レベルをステージ三に移行するとともに、八月二十日には富山市を措置区域としたまん延防止等重点措置が実施され、県内全域において飲食店等への営業時間短縮やイベント等の参加人数の制限、県民に対する不要不急の外出・移動の自粛並びに感染防止対策の徹底等が要請されたところであります。

そうした中、本市では、これまでも感染拡大防止対策に総力を挙げて取り組んできたところでありましたが、全国や県内の状況に比例して新規感染者数が増加し、予断を許さない状況が続いていることから、去る八月十六日には、市民の皆様へ再度感染防止対策の徹底等に関する緊急メッセージを発出するとともに、十八日から市内公共施設の臨時休館を行うなど、

感染拡大防止に向けたご協力をお願いしているところであります。

改めまして、市民の皆様には、市民一丸となってこの難局を乗り越えていくため、より高い緊張感をもって、ご自身やご家族、大切な人を守るための行動を徹底していただきますようお願いいたします。

一方で、感染防止対策の柱とされるワクチン接種につきましては、六十五歳以上の高齢者の方への接種を国が目標とする七月末までにおおむね完了し、現在、六十四歳以下の方への接種を計画的に進めているところであります。去る八月三十一日には、十二歳から三十九歳までの方を対象としたワクチン接種の予約受付を開始し、これにより全ての対象者の方が予約できることになりました。

また、市民の皆様が一日でも早く接種が受けられるよう、ミライクル館での集団接種会場の日程を追加し、円滑な接種体制の整備に努めているところであります。

先行接種としましては、高齢者施設等の職員や保育園、幼稚園等の職員及び小・中学校教職員等への接種が完了しており、ひとり親の方を対象とした一回目の接種も八月末までに完了したところであります。

更に九月からは、県外での大学入学試験や就職活動等を予定しておられる高等学校卒業見

込の方、並びに高等学校を受験する中学三年生を対象とした接種枠を設け、安心して受験や就職活動に臨んでいただけよう接種を進めてまいります。

加えて、妊娠中の方の感染を防止し、不安なく出産を迎えていただけるように、新たに市内の産婦人科医にご協力をいただきながら優先して接種できる体制を整えたところであります。

今後、国からのワクチンの供給状況にもよりませんが、十一月末までには希望する全ての対象者の方への接種がおおむね完了できる見込みであり、引き続き、市医師会及び医療機関と連携を図りながら、円滑な接種を促進してまいります。

さて、平成二十九年十一月に射水市長として二期目の市政運営を担わせていただいたから、早いもので三年九か月が過ぎようとしております。

この間、全国の地方において人口減少が一層深刻化する中、本市におきましても例外ではなく、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、都市計画マスタープラン、地域公共交通網形成計画といった本市の今後のまちづくりや人づくりに関わる重要な計画の策定に取り組むなど、人口減少の克服や地域活性化に向けた地方創生の取組を加速させてまいりました。

また、合併特例措置期間の終了後を見据え、引き続き、強固な財政基盤を堅持するため、使用料・手数料の見直しや公共施設個別施設計画の策定など、行財政改革にも果敢に取り組んできたところであります。

改めまして、この三期目を振り返りますと、重点施策の一つとして、引き続き取り組んでまいりました子育て支援につきましては、妊産婦へのきめ細やかなサポートを実施する産前・産後サポート事業に加え、産後の夫婦の家事負担を軽減する産後家事サポート事業の実施、更には今年度からLINEを活用した新生児へのお祝いクーポンの交付を開始することとしており、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ってまいりました。

加えて、小学校普通教室等への冷房設備の設置やGIGAスクール構想の実現に向け、校内通信ネットワークを整備し、全ての児童・生徒に対し一人一台のタブレットパソコンを配備するなど、学び環境の充実にも取り組んできたところであります。

人口減少の克服につきましては、地方移住への関心が高まっている状況を踏まえ、若者世帯等の定住を促進するための家賃補助事業や親世帯等との同居のための増改築に係る補助事業のほか、新婚世帯向けの支援事業や学生UIターン応援事業に取り組むとともに、定住する目的での空き家購入補助や指定宅地取得支援事業など、多様な移住・定住施策を積極的に実施することで、人口の社会増対策を推進してまいりました。

また、旧小杉社会福祉会館を改修・改築した「救急薬品市民交流プラザ」や、旧新湊庁舎跡地にベイエリアへの交流人口の受入拠点として「クロスベイ新湊」を整備したほか、臨海部における健康増進ゾーンの中核施設として、現在、フットボールセンターの整備も進めているところであります。

加えて、陸の玄関口である小杉駅周辺エリアの魅力向上に向けた「小杉駅周辺地区まちづくり基本構想」や、かつてのニュータウンを現代のニーズに合わせて魅力向上を図る「太閤山地区リノベーション計画」を策定するなど、地域の特性を生かしたまちづくりを推進してまいりました。

市民の安全・安心な暮らしを守る取組では、地域の防災拠点であるコミュニティセンターの耐震化に計画的に取り組んだほか、生活環境の充実において、懸案であった新斎場も竣工し、隣接する「フラワーパーク沖塚原」では、幅広い世代の交流や健康づくりの拠点として親しまれております。

そのほか、本市として初めての海外との提携となる台北市士林区との友好交流に関する協定の締結や、放生津八幡宮祭の曳山・築山行事が国重要無形民俗文化財に指定されるなど、あらゆる分野において、本市が未来に向けて飛躍する礎を築いた期間であったと感じております。

このように市政の歩みを着実に進めることができ、ひとえに議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力の賜物であり、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

今後につきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題に位置付け、円滑なワクチン接種を推進するとともに、感染対策の更なる徹底に取り組むなど、市民の皆様への安全・安心の確保に努めてまいります。

あわせて、ポストコロナ時代を見据えた新しい射水の未来の形を描くため、第三次射水市総合計画の策定に取り組み、「選ばれるまち射水」の実現に向け、全身全霊をもって邁進する所存であります。

議員各位並びに市民の皆様により一層のご指導とお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

## 一 最近の経済情勢について

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

内閣府が発表した八月の月例経済報告によりますと、景気は、新型コロナウイルス感染症

の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増しているとしております。

また、先行きにつきましても、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとあり、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしております。

こうした中、国におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期し、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の生命と暮らしを守り抜くとともに、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二一」等に基づき、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の四つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現するとしております。

本市といたしましても、今定例会において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した消費喚起事業や感染拡大防止対策に係る補正予算案を提出しており、引き続き、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に対して必要な施策を講じてまいります。

## 二 市政の取組状況について

次に、最近の市政の取組状況について申し上げます。

地方創生につきましては、去る六月十八日に「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇二一」が閣議決定され、国におきましては、新型コロナウイルス感染症による意識・行動変容を踏まえた新たなひとやしごとの流れを創出するための三つの視点「ヒューマン」、「デジタル」、「グリーン」を重点に据え、地方創生の取組のバージョンアップを図りつつ、政府一丸となつて総合的に地方創生を推進するとされたところであります。

本市におきましては、これらの国の動向を注視するとともに、新型コロナウイルス感染症による市民生活や地域経済に与える影響等を踏まえながら、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた施策を着実に取り組み、コロナ禍といった逆境の中においても人口減少の克服と地域の活性化を推進してまいります。

総合計画につきましましては、第三次射水市総合計画の策定に向けて、去る八月九日から十一日までの三日間、市内三会場においてタウンミーティングを開催したほか、各種団体とのまちづくりミーティングも順次実施しているところであります。

また、市民ニーズを把握するため、満十八歳以上の市民五千人を対象としたアンケート調

査を開始したほか、今後、高校三年生世代や高等教育機関、転入・転出された方々等を対象とするなど、幅広い層からのご意見を集約し、計画に反映させてまいります。

学校教育の充実につきましては、児童・生徒に一人一台のタブレットパソコンを用いた授業に取り組むとともに、夏季休業期間には各家庭に持ち帰り、鉛筆やノートと並ぶ新たな文房具として日常的に活用しながらICT教育を推進しております。

引き続き、児童・生徒の学びを支え、能力を引き出すための学習環境づくりに努めてまいります。

成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により再延期しておりました「令和三年成人式」を十分な感染防止対策を講じた上で、来る九月十八日に開催することとしており、成人された皆様の新しい門出をお祝いいたします。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、去る七月二十四日と二十五日に第九回全国中学校ヨット選手権大会、八月三日から五日にかけて第四十二回北信越中学校総合競技大会の柔道、新体操及び相撲競技、更には八月九日から十二日にかけて全国高等学校総

合体育大会の女子バドミントン競技が市内において開催されました。中学生や高校生のトツプレベルの大会の相次ぐ開催や東京オリンピッククニニ〇二〇における日本人選手の活躍も相まって、市民のスポーツに対する関心や活動の促進に大きな追い風になったものと感じております。

また、去る八月十八日には、株式会社プレスステージ・インターナショナルと相互支援及び協力に関する協定を締結し、今後は同社が運営するアランマーレ女子ハンドボールチームの活動を通じて、相互に連携・協力を深めながら、スポーツの振興をはじめ、本市の魅力発信や地域の活性化等を更に推進してまいります。

高齢社会対策の推進及び社会保障の充実につきましては、今年度から令和五年度までの三年間を計画期間とする「射水市高齢者保健福祉計画・第八期介護保険事業計画」において、計画期間中に予定されている「小規模多機能型居宅介護」及び「認知症対応型共同生活介護」における地域密着型サービス事業所の施設整備を進め、高齢者の方々が住み慣れた地域で、誰もが役割を持ち支え合いながら、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、計画の推進に努めてまいります。

射水ブランドの確立と発信につきましては、射水の秋の味覚を代表するベニズワイガニ漁が昨日九月一日に解禁となり、本日の初競りから新鮮なベニズワイガニが市場へと出荷されていきます。市といたしましては、引き続き、「食」を通じた射水ブランドの推進に関係者の皆様とともに取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、新湊博物館及び新湊農村環境改善センターを含めた道の駅周辺エリアの方向性について整理した「射水市道の駅周辺エリア基本構想（案）」を今定例会に提出しております。今後は、構想に掲げた取組を着実に推進し、エリア全体としての賑わいを創出することにより、地域の活性化を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ消費を喚起するとともに地域内の経済循環を高めるため、市内商工団体が実施するプレミアム付き商品券の発行等の消費喚起事業に対して支援を行い、県が実施する支援事業と連携することで、より高い消費喚起効果を得て地域経済の活性化につなげてまいります。

依然として厳しい経済状況が続いておりますが、今後も引き続き、国や県と連携を図りつつ、事業者の声に耳を傾けながら、商工業の持続・振興に努めてまいります。

環境保全の推進につきましては、来る十月二十四日にアイザック小杉文化ホールラポールにおきまして、県内の関係者が一堂に集い、「第六十六回富山県環境保健衛生大会」が開催されます。大会を通じて、地球温暖化防止活動をはじめ、地域の環境保全活動や市民の健康づくりの促進に努めてまいります。

バリアフリー化の推進につきましては、越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定に向けて、去る八月十一日に第一回射水市バリアフリー推進協議会を開催し、学識経験者のほか、高齢者・障がい者をはじめとする関係団体の代表者や交通事業者、関係行政機関などの委員の方々と意見交換を行ったところであり、引き続き、今年度中の策定を目指して具体的な協議を進めてまいります。

学生が参画するまちづくりの推進につきましては、去る六月二十九日に本市と市内県立高等学校が連携を図り、地方創生の推進や地域課題の解決を目的とした連絡会議を設置し、現

在、各校の特色を生かした連携事業を進めております。引き続き、若い世代が主体的に取り組む地域活動や交流事業を通じて地域活性化や郷土愛の醸成に努めてまいります。

また、去る八月十九日には、学校法人浦山学園との包括連携に関する協定を締結したところであり、福祉、情報通信技術、観光、国際交流といった様々な分野において連携を図り、活力ある地域社会の形成に向けた地学連携のまちづくりを推進してまいります。

健全な行財政運営の推進につきましては、「第四次行財政改革集中改革プラン」を改訂し、引き続き、デジタル技術やAI等を活用した庁内業務の効率化に取り組み、健全で持続可能な行財政基盤を堅持するため、更なる行財政改革に努めてまいります。

公共施設マネジメントの推進につきましては、複数の公共施設に係る包括管理業務委託の導入を検討するためのサウンディング型市場調査を実施し、事業実施に伴う課題や業務範囲、公募条件等について、参入意欲のある複数の事業者と対話を重ねてきたところであります。

今後は、優先交渉権者選定に向けた公募型プロポーザルの準備を進めるなど、令和四年度からの事業の実施に向け、引き続き、検討を行ってまいります。

情報化の推進につきましては、新たなデジタル技術を積極的に取り入れながら、あらゆる分野にDX（デジタルトランスフォーメーション）を推し進めるため、その指針となる「射水市DXビジョン」を策定したところであります。

誰もが利便性を実感できる生活スタイルへの変革により、将来にわたって活力に満ち、市民が夢と希望を持てる射水市の実現を加速させてまいります。

次に、令和二年度の決算状況について申し上げます。

令和二年度の一般会計における実質収支額、いわゆる決算上剰余金は、十三億三千六十五万二千円の黒字となりました。

また、財政状況を客観的に表す健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が、昨年度から〇・四ポイント減となる八・八パーセントに、将来負担比率が、昨年度から〇・九ポイント減の八十八・八パーセントとなりました。

これらの指標は、平成二十一年度から十二年連続で数値が改善しており、財政の健全性は着実に高まっているものと考えております。

引き続き、施策の選択と集中による不断の行財政改革に取り組みながら、将来にわたる健全財政の堅持に努めてまいります。

### 三 提出案件について

次に、提出いたしました案件の概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る本市の各種施策に要する経費のほか、高齢者福祉施設の改修等に対する補助金等を追加するものであります。

また、令和二年度決算上剰余金の一部につきましては、減債基金に積み立てております。補正額としましては、十四億一千六百三十六万六千円を増額し、予算総額を四百億二千四百五十四万六千円とするものであります。

特別会計につきましても、国民健康保険事業など四つの会計において、総額で六千六百七十三万九千円を追加し、予算総額を三百四十五億七千四百七十九万円とするものであります。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例議案としましては、「射水市個人情報保護条例の一部改正について」など、七件を提出しております。

条例以外の議案としましては、企業会計における未処分利益剰余金の処分について、二件を提出しております。

報告案件につきましては、地方自治法第百八十条の規定による専決処分や継続費精算報告書について報告するほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和二年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告しております。

認定案件につきましては、令和二年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、並びに各企業会計決算など七件について、監査委員の意見を付して提出しております。

あわせて、地方自治法第二百三十三条第五項の規定により、「令和二年度一般会計及び特別会計における主要施策の成果に関する報告書」を提出しております。

以上が、本日提出いたしました案件の概要であります。  
何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。